

## I. 順天堂大学の使命

順天堂大学学則第 1 条に「順天堂大学は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学、理学療法学、診療放射線学、臨床検査学、臨床工学及び国際教養学の理論と実際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする」とあります。

すなわち、順天堂大学は、『健康総合大学』として社会や地域の要請に応えるため、「健康」をキーワードに、医学部・スポーツ健康科学部・医療看護学部・保健看護学部・国際教養学部・保健医療学部・医療科学部・健康データサイエンス学部の連携を高め、8学部による総合力を発揮していかなければなりません。順天堂大学に脈々と受け継がれてきた精神の中に、「仁」の精神があります。「仁」の文字は、意匠化され校章として現在も用いられています。「仁」は、『人ありて我あり、他を思いやり、慈しむ心』を表しています。「仁」の精神は、200 年になるうとする順天堂の歴史の中でも色あせることなく、社会的貢献に対する使命の真髄であるとともに、教育・研究・実践の原点として位置づけられています。順天堂大学の学是「仁」を大切に育み、「仁」の心をもって人々の健康に貢献できる医師、スポーツ教育者、健康管理者、看護職者、医療専門職者を育成することです。

## II. 保健看護学部の教育の目的・目標

学是である「仁」の精神に基づき、保健医療福祉の一翼を担う優れた看護実践力をもつ心温かで、地域の人々のヘルスプロモーションに貢献する国際性豊かな看護職者を養成する。

- (1) 科学的根拠に基づいた看護基礎能力を身に付け、心身を癒す看護実践能力を修得する。
- (2) 進歩・変化の著しい保健医療福祉分野を総合的に理解し、創意工夫する態度・習慣を身に付ける。
- (3) 国際的に活躍できる素養を身に付ける。
- (4) 自らの健康管理を実践しながら能動的・主体的に看護学を探求する能力を習得する。

## III. 保健看護学部の基本コンセプト

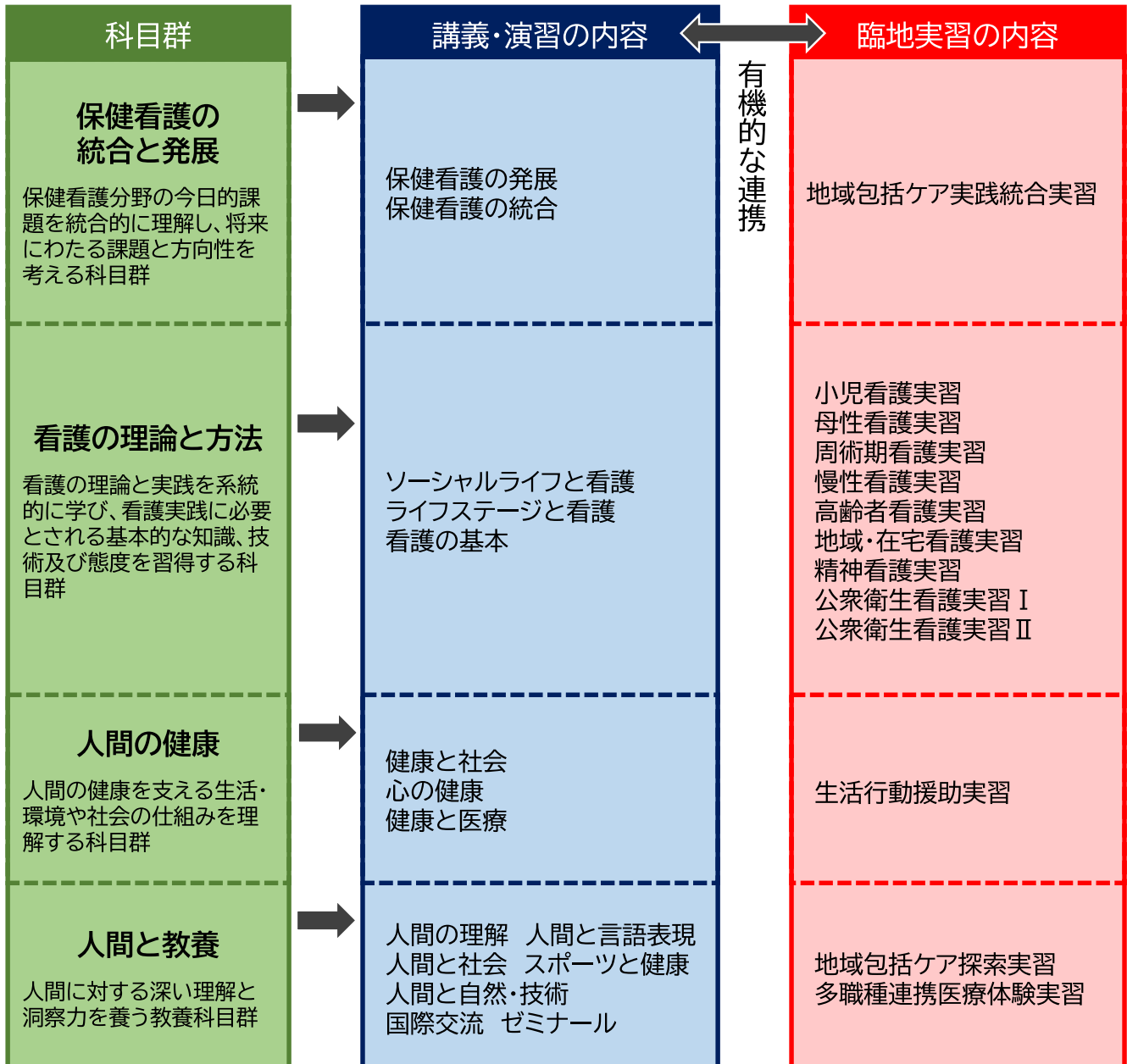
- (1) 静岡県東部における最初の 4 年制看護系学部として、順天堂の 120 年を超える看護教育の伝統を受け継ぎ、「仁」の精神を基盤に「心身を癒す看護」を実践する看護職者を養成します。
- (2) 本学医学部附属静岡病院及びその関連医育機関との連携により、最新の臨床知識・技術の伝達・習得を図り、チーム医療の一翼を担う看護実践能力の優れた看護職者を養成します。
- (3) 保健医療福祉の分野を総合的に学び、地域の人々の保健衛生・健康保全に貢献できる看護職者を養成します。
- (4) 本学 5 キャンパス及び医学部附属 6 病院とのネットワークを構築することにより、遠隔授業、テレビ会議システムによるカンファレンス等を実施し、教育・研究の全学的連携を図るとともに、海外の大学との交流を推進します。
- (5) 自治体及び関係機関並びに周辺大学との交流を積極的に推進し、保健・医療・福祉の分野における生涯教育の拠点として地域と共生する大学を目指します。

1)教育課程の概念図

## 保健看護学部のカリキュラム概念図

- 講義・演習・臨地実習が有機的に連携したカリキュラム編成 -

☞ 想定される卒業後の進路 看護師 / 保健師 / 大学院進学 / 助産師専攻科進学



## 2)カリキュラムポリシー(Curriculum policy)

保健看護学部の教育課程は、「人間と教養」「人間の健康」「看護の理論と方法」「保健看護の統合と発展」の 4 つの科目群により構成され、段階的に理解力が深められるように工夫しています。

- (1) 他への思いやり、慈しむ心、豊かな教養、高い倫理観を備え、良好な人間関係を築くことができる能力を涵養するためにリベラルアーツ関連科目を全学年にわたりバランスよく配置し、そこで培った仁の精神や倫理観を 1～4 年次に配置している看護専門科目及び看護学実習を通してさらに深めています。【ディプロマポリシー(1)に対応する】
- (2) 看護実践に必要な知識・技術及び態度を修得する「生活援助技術」を初年次より配置し、エビデンスに基づく看護技術の習得を目指します。「各領域看護方法論」では人々の保健医療福祉に関連した諸学問を総合的に活用し、看護の対象となる人々の成長発達、身体的、心理社会的、地域特性を捉え、「形態機能学」や「臨床医学」の科目で学んだ知識を活用しながら健康課題及び生活支援のアセスメントができるようにします。さらに臨地実習を通して段階的に看護実践能力の向上を図るように編成します。【ディプロマポリシー(2)に対応】
- (3) 保健医療福祉における看護職者の専門性を自覚し、多職種での連携、協働できる能力を育成するために、1 年次より早期に「地域包括ケア探索実習」や「多職種連携医療体験実習」を開始します。各学部、医学部附属病院、地域の保健医療福祉機関と連携し、「地域包括ケア実践統合実習」などを通して多職種での連携について学修できるよう工夫します。【ディプロマポリシー(3)に対応】
- (4) 進歩・変化の著しい保健医療福祉分野を総合的に理解し、創意工夫して課題解決するために、演習や実習科目を中心に集団での課題解決学習を取り入れます。  
また、情報通信技術(ICT)を用いて情報を利活用する能力、情報リテラシーの獲得ができるように初年次から「情報処理」「ICT と看護」の科目を配置します。学生個々が所有するパソコンやマルチメディア教室を活用しながらオンラインを活用した授業・実習を提供します。【ディプロマポリシー(4)に対応】
- (5) グローバル化する看護職者の活動の場で役割を担うために必要な外国語運用能力を高める英語科目を必修とし、国際的視野を持ち、異文化を理解する能力を高めるために 2 年次に「グローバル社会と看護」、4 年次に「グローバルヘルス」を配置します。また、海外研修や国際オンライン研修を提供し、国際的視野を獲得できるようにします。【ディプロマポリシー(5)に対応】
- (6) 看護への関心を深め、探究心を持って研究に取り組むことができる能力を育成するために、初年度の「教養ゼミナール」や 3・4 年次に「卒業研究」を配置します。そしてリサーチマインドを持った臨床家、研究者、次世代を育成する教育者等、大学院進学等を含めたキャリア設計を描けるよう丁寧な個別指導を行います。【ディプロマポリシー(6)に対応】
- (7) 1 年次よりスポーツ及び健康に関する科目を配置し、静岡県東部地域に位置する地域性を生かした「野外スポーツ実習」を行い、他学部との交流を通して、自らの健康維持増進に留意して能動的に学び続けることができますようにします。【ディプロマポリシー(7)に対応】

学修成果は、授業科目の修得状況による客観的評価、コンピテンスの項目群を学生が参照し、定期的に自己のパフォーマンスを評価する主観的評価によって包括的に評価します。評価結果の活用を通じて、教育方法の改善につなげていきます。

## 3)ディプロマポリシー(Diploma policy)

保健看護学部に 4 年以上在学し、学是である「仁」の精神を基盤に、「心身を癒す看護実践能力を修得する」という学部の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して所定の単位を修得するとともに、次の資質・能力を身に付けた者に対し、学士(看護学)の学位を授与します。

- (1) 他への思いやり、慈しむ心、豊かな教養、高い倫理観を備え、良好な人間関係を築くことができる能力
- (2) 看護を必要としている人々に対して、科学的根拠に基づき看護を実践できる能力
- (3) 保健医療福祉における看護職者の専門性を自覚し、多職種と連携、協働できる能力
- (4) 進歩・変化の著しい保健医療福祉分野を総合的に理解し、創意工夫して課題解決するために、情報通信技術(ICT)を用いて情報を利活用する能力
- (5) グローバル化する看護職者の活動の場で役割を担うために、国際的視野を持ち、異文化を理解する能力
- (6) 看護への関心を深め、探究心を持って研究に取り組むことができる能力
- (7) 自らの健康維持増進に留意して能動的に学び続けることができる能力

## 4)ディプロマポリシーとコンピテンシー(Competency)

保健看護学部では、看護学生が卒業時に身に付ける能力を 7 つ掲げ、それらを達成するために必要な能力を 11 のコンピテンシーとして設定しています。

順天堂大学保健看護学部コンピテンシー

教育目的・教育目標		ディプロマポリシー					
<教育目的>		ディプロマポリシー					
<p>学是である「仁」の精神に基づき、保健医療福祉の一翼を担う優れた看護実践力をもつ心温かで、地域の人々のヘルスプロモーションに貢献する国際性豊かな看護職者を養成する。</p>		<p>保健看護学部で4年以上在学し、学是である「仁」の精神を基盤に、「心身を癒す看護実践能力を修得する」という学部の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して所定の単位を修得するとともに、次の資質・能力を身に付けた者に対し、学士(看護学)の学位を授与します。</p>					
<教育目標>	ディプロマポリシー【DP】	コンピテンシー【C】	記号	定義			
(1)	科学的根拠に基づいた看護基礎能力を身に付け、心身を癒す看護実践能力を修得する。	1	「仁」の精神に基づいた看護を実践する能力	DP1-C1	順天堂大学の学是である「仁」の精神の意味を理解し、「仁」の精神を行動規範とし、他者を敬う行動がとれること		
		2	倫理的課題に対応する基礎的能力	DP1-C2	看護実践に関わる倫理の原則や倫理的責務を理解し、看護する対象の権利を守ることができること		
		3	人間関係を構築できるコミュニケーション能力	DP1-C3	良好な人間関係を構築するためのコミュニケーションが実践でき、看護する対象と援助的関係を構築することができること		
		4	教養を身に付けた市民として行動できる能力	DP1-C4	社会の一員として、社会の中で自分がやるべきことを見出し、社会を発展させるための積極的な行動が自発的にできること		
	2	看護を必要としている人々に対して、科学的根拠に基づき看護を実践できる能力	5	看護に関連する諸学問の知識に基づいたアセスメント能力	DP2-C5	人々の保健医療福祉に関連した諸学問を総合的に活用し、看護する対象の成長発達、身体的、心理社会的、地域特性を捉え、健康課題及び生活支援のアセスメントができること	
			6	科学的根拠に基づき対象に必要な看護を実践する能力	DP2-C6	アセスメントをもとに、看護する対象に対して、科学的根拠に基づいた看護を実践するとともに、実施した看護を評価し、看護計画を発展させることができること	
(2)	3	保健医療福祉における看護職者の専門性を自覚し、多職種と連携、協働できる能力	7	保健医療福祉のケア環境において多職種と連携し協働する能力	DP3-C7	保健医療福祉チームを構成するメンバーそれぞれの役割・機能を理解し、チームの一員として、それぞれの専門性を尊重しつつ自らの役割を遂行できること	
	4	進歩・変化の著しい保健医療福祉分野を総合的に理解し、創意工夫する態度・習慣を身に付ける。	8	ICTを用い情報を利活用し課題解決する能力	DP4-C8	情報通信技術(ICT)を使い、課題解決に必要な根拠ある情報を収集し、それらを課題解決のために活用できること	
(3)	国際的に活躍できる素養を身に付ける。	5	グローバル化する看護職者の活動の場で役割を担うために、国際的視野を持ち、異文化を理解する能力	9	看護職者として国際的視野を持ち活動できる基礎的能力	DP5-C9	国・民族を超えた多様な価値観を尊重し、様々な国籍や文化を持つ人々とコミュニケーションを図ることができること
(4)	自らの健康管理を実践しながら能動的・主体的に看護学を探究する能力を習得する。	6	看護への関心を深め、探究心を持って研究に取り組むことができる能力	10	研究的視点をもち看護を探究する能力	DP6-C10	看護における様々な疑問を探究していく中で、研究的態度を身に付け、得られた知識・経験を人々に伝えることができること
		7	自らの健康維持増進に留意して能動的に学び続けることができる能力	11	専門職者として自律的に研鑽し続け、専門性を発展させる能力	DP7-C11	専門職者として、リフレクションを行う中で、自己の課題を見出し、自らの生活環境、健康状態を整え自律的に課題の克服と看護実践能力の研鑽に取り組むことができること

1年生修了レベルコンピテンシー	2年生修了レベルコンピテンシー	3年生修了レベルコンピテンシー	卒業時レベルコンピテンシー
<ul style="list-style-type: none"> <li>順天堂大学の学是である「仁」の精神の本質について説明することができる。</li> <li>生活や看護の中で実践されている「仁」の精神に気づくことができる。</li> <li>「仁」を実践するために必要な能力について説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者の価値観、信条、生活背景の違いにより現れる行動に気づき、その行動を尊重することの意義を説明することができる。</li> <li>他者の想いや感情に気づき、経験を共感的に聴くことができる。</li> <li>身近な場面で、困っている人々の手助けをすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者の価値観、信条、生活背景の違いにより現れる行動に理解を示し、他者の立場に立って考えることができる。</li> <li>他者の心情に共感することができる。</li> <li>看護する対象に合わせ「仁」の精神に基づいた看護を実践することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者の置かれている状況を理解し、その人の価値観、信条等の独自性を尊重した行動をとることができる。</li> <li>他者の心情に共感的理解を示し、その安寧のために心配りすることができる。</li> <li>看護する対象に合わせ「仁」の精神に則った看護を創造し実践することができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>人々の尊厳と権利を守る必要性について見解を述べることができる。</li> <li>看護実践に関わる倫理の原則や倫理的責務を説明することができる。</li> <li>看護学生としての礼節を身に付けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々の尊厳と権利を守る必要性について見解を述べることができる。</li> <li>看護実践に関わる倫理の原則や倫理的責務を守るすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々の尊厳と権利を擁護した行動をとることができる。</li> <li>看護する対象に合わせた権利擁護の支援を実施することができる。</li> <li>臨床現場において生じる倫理的葛藤について説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々の尊厳と権利を擁護し、差別などの社会的不正義の解消に向けて行動することができる。</li> <li>看護実践の場において生じている倫理的問題を明らかにし、その解決方法を提案することができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション場面において、自らの意見を述べることができる。</li> <li>チームメンバーに自己開示ができ、他者の意見を傾聴することができる。</li> <li>他者との相補的關係について説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者の主張を理解し、自分自身の意見を述べることができる。</li> <li>看護する対象との信頼関係を構築することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者の主張を理解して、自分の意見が相手に伝わるように工夫しながら、意見調整をすることができる。</li> <li>看護する対象と援助的關係を構築することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護する対象に合わせた言語及び非言語コミュニケーションをとることができ、良好な人間関係を築くことができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会の仕組みを政治、経済、法律、歴史、社会、福祉、文化など多様な側面から説明することができる。</li> <li>地域特性と人々の暮らしを説明することができる。</li> <li>社会貢献について説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会に関心を持ち、市民として社会貢献活動を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会を多面的に分析し、社会貢献のために自らが行うべきことを見出すことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会の一員としての意識を持ち、社会貢献活動を自発的に行うことができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>看護する対象をアセスメントするために必要な一般教養、保健医療福祉に関連した諸学問を修めることができる。</li> <li>看護する対象の身体的、心理的、社会的な健康の概念とその把握方法について説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸学問を統合的に理解し、看護する対象、健康状態と日常生活に関わる情報を収集することができる。</li> <li>アセスメントの枠組みを用いて、看護する対象の生活支援のアセスメントをすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントの枠組みを用いて、看護する対象から、身体的、心理社会的、環境の側面から、健康課題及び生活支援に関わる必要な情報を収集することができる。</li> <li>アセスメントの枠組みを用いて、看護する対象の健康課題及び生活支援をアセスメントすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な看護理論の枠組みを用いて、看護する対象の成長発達を踏まえ、身体的、心理社会的、環境の側面から、健康課題及び生活支援のアセスメントをすることができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活を整えるための基本技術を見本に基づいて実施することができる。</li> <li>看護技術における科学的根拠の必要性について説明することができる。</li> <li>自らが実施した内容を振り返ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントから、看護する対象の生活支援を行うための科学的根拠に基づいた看護計画を立案することができる。</li> <li>計画に沿って、安全に生活援助を実施することができる。</li> <li>実施後の看護する対象の反応を観察、記録することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントから、看護する対象の疾患、心理状態を考慮し、保健医療福祉チームの連携を考えた生活支援を行うための科学的根拠に基づいた看護計画を立案することができる。</li> <li>計画に沿って、看護する対象の安全と安楽に配慮し、実施を行うことができる。</li> <li>自らの看護実践を振り返り、実施後の看護する対象の反応を観察、記録し、自らの看護技術と看護計画を評価することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントから、看護する対象の個性、疾患、生活を考慮した科学的根拠に基づいた看護計画を立案することができる。</li> <li>計画に沿って、看護する対象の安全と安楽に配慮し、多職種と連携して、看護を創造し実施することができる。</li> <li>自らの看護実践を振り返り、実施後の看護する対象の反応を観察、記録し、自らの看護技術及び看護計画の評価、修正をすることができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>看護の役割、機能を説明することができる。</li> <li>ヘルスケアシステムを構成する組織とケア環境の中で多職種が連携、協働する目的、方法、意義を説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護する対象を取り巻く保健医療福祉チームのそれぞれの役割と実践に気づき、説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護実践場面において、保健医療福祉チームの一員として行動できる。</li> <li>保健医療福祉チームの連携を考えた看護計画を提案することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多職種それぞれの専門性を尊重し、保健医療福祉チームの一員として連携を考えた看護を実施することができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用し、与えられた情報源から課題解決のために必要な情報を探ることができる。</li> <li>ICTを活用し、情報を整理、加工し、わかりやすい形で表現することができる。</li> <li>インターネットや電子メール、ソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)を使う際に、情報倫理を守ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用し、多様な情報源から、課題解決のために類似した情報を集めることができる。</li> <li>ICTを用いて、情報を整理、加工し、課題解決のために活用することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用し、多様な情報源から、課題解決のために信頼性の高い情報を集めることができる。</li> <li>ICTを用いて、情報を分析し、他者にわかりやすい形で表現することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用し、国内外を問わず広範な情報源から、課題解決のために必要かつ信頼できる情報を集めることができる。</li> <li>様々な情報を統合的に分析、解釈でき、課題解決のために活用することができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な国籍や文化を持つ人々とコミュニケーションを図ろうと努力することができる。</li> <li>世界情勢に関心を持ち、情報を収集することができる。</li> <li>自国の文化や社会について、日本語で説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界情勢に基づき必要とされる看護について情報を集め、説明することができる。</li> <li>国、民族を超えた多様な価値観や言語及び非言語コミュニケーションに関する文化的な違いを説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>言語及び非言語コミュニケーションに関する文化的な違いを考慮し、様々な国籍や文化を持つ人々とコミュニケーションを図ることができる。</li> <li>世界情勢に基づき必要とされる看護について情報を集め、これから求められる看護について考えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、民族を超えた多様な価値観を尊重し、様々な国籍や文化を持つ人々とコミュニケーションを図ることができる。</li> <li>世界情勢に基づき必要とされる看護の実践に向けて自分に何が求められるかを考えることができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>授業や生活の中で抱く疑問に対して、その答えを探るために行動することができる。</li> <li>エビデンスの概念について説明することができる。</li> <li>アカデミックスキルズを身に付けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護における様々な現象に対して、問題を見出し、その背景や状況を調べ、説明することができる。</li> <li>エビデンスを生成する研究に関する基本的な知識と方法について説明することができる。</li> <li>自らの考えや意見を論理的に組み立てて説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護における様々な現象に対して、問題を見出し、その背景や状況から原因を分析することができる。</li> <li>看護における研究テーマを探索する中で、研究的態度とは何か説明することができる。</li> <li>資料を活用して、自らの考えや意見を論理的に説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護における様々な現象に対して、問題を見出し、その原因を見極め、論理的な解決策を提案することができる。</li> <li>自己の研究テーマを見出し、研究的態度を身に付けることができる。</li> <li>自らの考えや意見を、論理的に組み立て、自らの意見を補足する客観的なデータやエビデンスを示しながら、わかりやすく説明することができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康の維持増進における運動の効用を説明することができる。</li> <li>自己省察の重要性について説明することができる。</li> <li>生涯にわたり学習することの必要性について説明することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康問題の発生時には適切な対処行動をとることができる。</li> <li>自己省察を行い、自己の課題について気づくことができる。</li> <li>看護実践能力の向上に向けて、自己の学習計画を立てることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの健康に留意し、健康問題が発生しないよう、生活の管理をすることができる。</li> <li>自己の課題の解決に取り組むことができる。</li> <li>看護実践能力の向上に向けて、自己の学習計画に基づいて自習することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の管理によって、自らの健康をより増進させることができる。</li> <li>自らのキャリアを考え、長期的な学習計画を立て、自らの課題の解決と学習を続けていくことができる。</li> </ul>

## 5)科目群概要

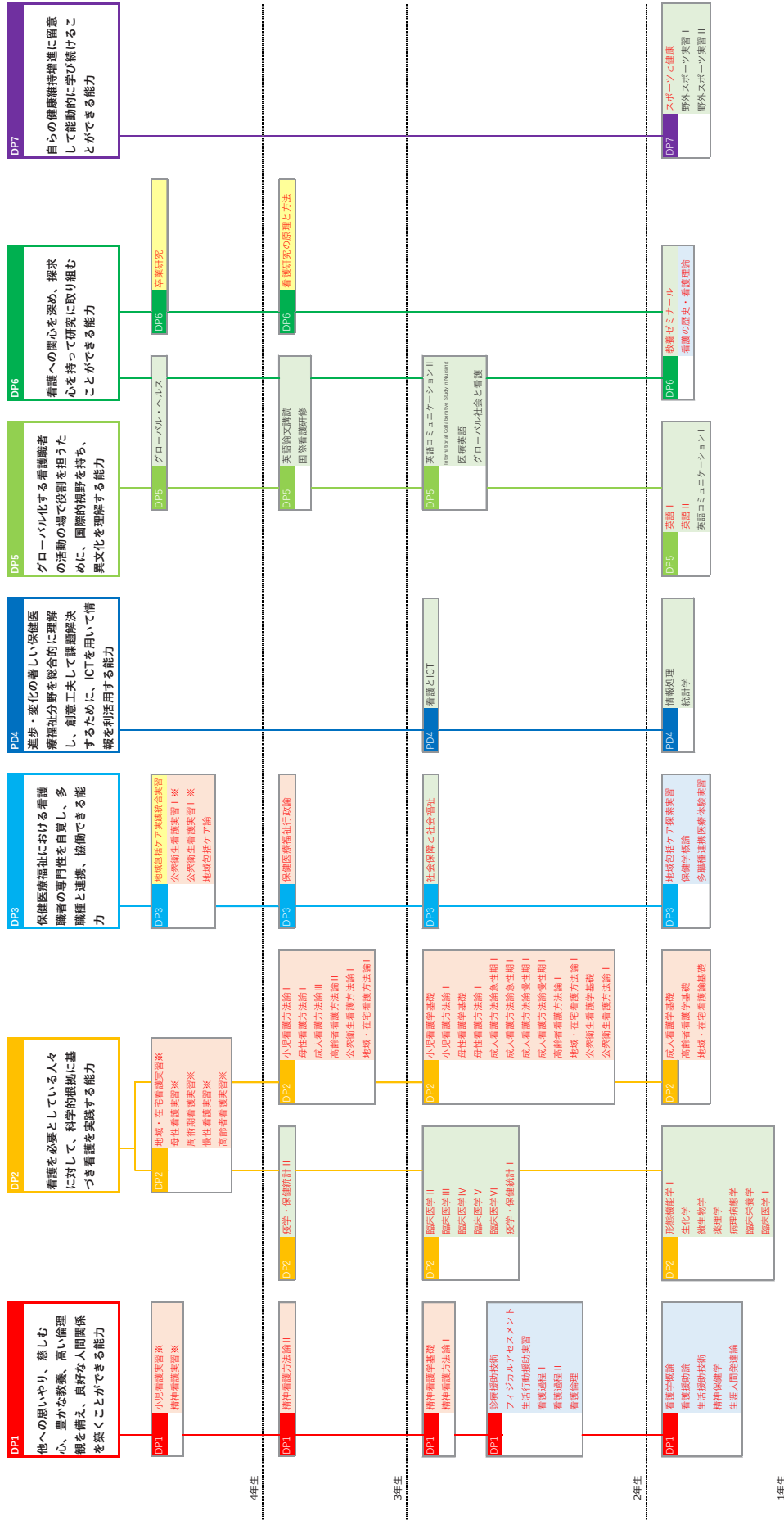
科目群	科目群概要
【 人 間 と 教 養 】	人間の本质と生命の尊厳を学習し、豊かな人間性を養うとともに、人間をとりまく社会や自然に対する洞察力、理解力を養い、現代社会に必要なスキルを習得し、生涯にわたり自己研鑽する態度と方法論を身に付けます。
『人間の理解』	広く古典から現代の芸術までに触れ、人間の存在及び様々な活動について学び、人間の本质を理解し、豊かな人間性を養います。また自己と他者とのあり方を学ぶことにより円滑な人間関係を形成していく基本的態度を身に付けます。
『人間と社会』	人々の生活と社会の仕組みを政治、経済、法律、歴史、社会、福祉面から理解することを目的とします。同時に社会生活における法との関わり、医療や看護の役割と機能について学習し、看護職者のあり方についての理解を深めます。
『人間と自然・技術』	自然科学の分野から、生物としての人間の理解を深め、生命の尊厳を理解します。また現象について情報を収集・分析・評価し、問題解決を図る方法を理解し、情報技術に関する基礎的な能力を身に付けます。
『人間と言語表現』	コミュニケーションの方法と技術の基本を身につけます。特に英語は、国際化の進む現代において広く知識や情報を得るためには必須のものであり、「読む力」、「書く力」、「聞く力」、「話す力」を重点的に身に付けます。また医療現場における対話を想定した英語表現も習得します。
『スポーツと健康』	健康の維持増進に欠かせないスポーツについて理解を深め、人の健康に携わる看護職者を目指す学生自らが、スポーツを通して健康の維持増進を実践できるようにします。スポーツ実技科目は三島市民体育館を利用します。
『ゼミナール』	「教養ゼミナール」を配置し、学生自ら課題を求め、広い領域からテーマを選び、少人数ゼミ形式で教員を交え議論を展開します。自主的に学習する態度と習慣を習得し、生涯にわたり自己研鑽する態度と方法論を身に付けます。
『国際交流』	「国際看護研修」を配置し、グローバル化する看護職者の活動の場で役割を担うために、国際的視野を持ち、異文化を理解する能力を身に付けます。
【 人 間 の 健 康 】	個人、家族、地域社会で生活する人々とその健康を支える社会的仕組みや環境に関する基本的知識を理解します。また人間の生命の営み、健康の維持増進、疾病・障害の原因と病態・治療について科学的に学びます。保健・医療・福祉の各分野に関する基礎的知識を身に付け、看護との関わりについて学びます。
『健康と社会』	保健・医療・福祉の各分野についての基本的知識と相互の連携を学びます。更に個人、家族、地域社会の人々の健康を守る仕組みについて、各分野にわたり幅広く理解を深めます。
『心の健康』	人間の心の発達過程とメカニズム及び心の健康の維持増進とは何かを理解し、看護職者に求められる円滑な人間関係形成のための基本的知識と技術を身に付けます。
『健康と医療』	看護の実践に必要な基礎医学と臨床医学の知識と技術を習得します。医学を体系的に学び、疾病・障害の病態と治療を学びます。特に臨床医学は授業時間数を多く、より深く理解できるよう支援します。また、看護の現場において遭遇することの多い今日的課題についても重点的に理解できるようにします。

科目群	科目群概要
<p>【看護の理論と方法】</p> <p>『看護の基本』</p> <p>『ライフステージと看護』</p> <p>『ソーシャルライフと看護』</p>	<p>看護の理論と実践を系統的に学び、看護実践に必要とされる基本的な知識、技術及び態度を習得します。それぞれの分野の概論、保健活動論、看護方法論を学び、講義・演習で学んだ知識と技術をもとに看護実習を行い、看護実践力を養います。</p> <p>看護の概念、基本的な看護の理論、入院患者及び家族等との人間関係形成に関わる方法、看護の展開方法、援助技術及び看護倫理を習得し、看護職者の役割や重要性を学びます。</p> <p>様々な健康レベルにある人の看護を成長・発達段階において実践することができる知識・技術・態度を養います。各ライフステージにある人々の特徴や看護理論、看護職者の役割について学びます。</p> <p>看護のフィールドの拡大に伴い、地域社会の生活者への支援について広く学びます。公衆衛生看護及び在宅看護の視点から、地域で生活する人々への支援について理解します。また、精神障害の特徴や医療施設における精神看護について学び、障害を持ちつつ地域社会で暮らしている生活者の現状や地域リハビリテーションを推進するための方法について学びます。</p>
<p>【保健看護の統合と発展】</p> <p>『保健看護の統合』</p> <p>『保健看護の発展』</p>	<p>看護の今日的な課題やテーマについて、関連分野との関わりを統合して理解し、将来にわたる課題と方向性を考えます。この科目群では、課題を掘り下げて理解するとともに、質の高い看護を提供し、看護の発展に貢献できる能力を培うことを目的とします。</p> <p>保健医療福祉分野における進歩と複雑化に伴い発生する課題や、将来活躍が期待される看護活動を展開するための知識・技術を習得します。本学附属施設を利用し、保健看護学部の教員と附属静岡病院の医師・看護職者が連携して多面的な授業を展開します。今日的な事例を取り上げて、保健・医療・福祉の各分野に関わる流れをまとめて学習できる科目を設定して、看護に関わる知識を統合的に理解できるようにします。</p> <p>看護職者として看護学の発展を考え、将来の国際貢献も視野に入れ幅広い職場で活躍するための基本的能力を身に付けることを目的とします。看護学を発展させるために必要な研究的態度を身に付け、看護管理・看護政策の重要性や課題を思考し、看護の発展に寄与できる能力を養います。</p>





# 7)カリキュラムツリー



看護総合科目/保健看護の統合と発展  
 看護総合科目/ライフステージと看護・ソーシャルライフトと看護  
 看護基礎科目/看護の基本  
 人間と看護/人間の健康  
 赤字は必修科目  
 ※印は3年後期～4年前期 開講科目

8)教育計画スケジュール

月	週	行事	1学年	2学年	3学年	4学年
4	1	1	入学式・オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション
	2	2	健康診断	前期授業	前期授業	前期授業
	3	3	地域包括ケア探索実習			
	4	4				
1	6					
5	2	7	創立記念日	前期授業	前期授業	地域・在宅看護実習 小児看護実習 母性看護実習 周術期看護実習 慢性看護実習 高齢者看護実習 精神看護実習 公衆衛生看護実習Ⅰ 公衆衛生看護実習Ⅱ
	3	8				
	4	9				
	1	10				
6	2	11	前期授業	前期授業	前期授業	地域・在宅看護実習 小児看護実習 母性看護実習 周術期看護実習 慢性看護実習 高齢者看護実習 精神看護実習 公衆衛生看護実習Ⅰ 公衆衛生看護実習Ⅱ
	3	12				
	4	13				
	1	14				
7	2	15		前期試験	前期試験	前期試験
	3	16				
	4	17				
	5	18	前期試験			
	1	19				
8	2	20	夏季休業	夏季休業	夏季休業	夏季休業
	3	21				
	4	22				
	1	23	野外スポーツ実習Ⅰ			
9	2	24		生活行動援助実習	後期授業	後期授業
	3	25				
	4	26				
	5	27				
10	1	28		後期授業	後期授業	後期授業
	2	29				
	3	30				
	4	31	順咲祭			
11	1	32	後期授業	後期授業	後期授業	卒業試験
	2	33				
	3	34				
	4	35				
12	1	36		冬季休業	冬季休業	冬季休業
	2	37				
	3	38				
	4	39				
	5	40	冬季休業			
1	1	41	冬季休業	後期授業	後期授業	後期授業
	2	42				
	3	43	多職種連携医療体験実習			
	4	44				
2	1	45	後期試験	後期試験	後期試験	国家試験
	2	46				
	3	47				
	4	48	野外スポーツ実習Ⅱ			
3	1	49	春季休業	春季休業	春季休業	卒業式
	2	50				
	3	51	卒業式			
	4	52	春季休業			

…授業  
 …実習  
 …野外スポーツ実習  
 …試験

## V. 学籍

### 1) 学籍番号

例 5623001 ⇒ 5      6      23      001  
                  └─┬─┘ └─┬─┘ └─┬─┘ └─┬─┘  
                  保健看護学部 看護学科 入学年度 学生番号

### 2) 卒業及び学士の学位授与(学則:第1章第4節第4~5条)

保健看護学部に4年以上在学し、各学部規程に定める基準に合格した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とし、卒業証書・学位記(学士 看護学)を授与する。

### 3) 修業年限・学年、学期及び休業日

学則 第1章第5節第6条から第9条に準ずる。

### 4) 入学・休学・復学・退学・除籍(学則:第1章第6節第10条~27条)

#### (1) 入学について

学則第1章第6節第10条から第19条に準ずる。

#### (2) 休学・復学について

学則第1章第6節第20条から第23条に準ずる。

#### (3) 退学及び除籍について

学則第6節第26条から27条に準ずる。

## VI. 授業

授業は、学年暦(別途配布)にしたがって実施する。

### 1) 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。(学則:第1章第5節第7条~8条)

学期は、学年を前期(4月1日から9月30日)と後期(10月1日から翌年3月31日)の2学期に区分する。

### 2) 授業時間割

授業科目を網羅した「授業時間割表」は、毎学年度始めに行うオリエンテーション時に配布する。前期・後期を通して月曜日から金曜日を授業日とする。土曜日は、特別な授業等が組入れられている場合を除き自己学習日とする。

授業時間帯は原則として次のとおりとする。

時限	開講時間	
1時限	8:50~10:30	前半50分+後半50分
2時限	10:35~12:15	前半50分+後半50分
3時限	13:00~14:40	前半50分+後半50分
4時限	14:45~16:25	前半50分+後半50分
5時限	16:30~18:10	前半50分+後半50分
6時限	18:10~19:50	前半50分+後半50分

### 3) 単位

保健看護学部の教育課程は単位制を採用している。卒業要件は修得単位数で示されており、授業科目ごとに単位数が決められている。学則125条には、「講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。実験実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする」と定められている。

### 4) 出席・欠席

学則第1章第出席及び欠席 第28条から30条に準ずる。

出欠席は、JUNTENDO-PASSPORT(学生各自が所有するモバイル端末を利用)、またはマークシート等を利用して確認する。当該授業時に担当教員が指示するので従うこと。また、同時に授業ごとに授業評価を行い、授業評価への回答がない場合は出席とは認めない。授業時間内にJUNTENDO-PASSPORTによる出席・授業評価の登録が完了できなかった場合は、授業終了時に教室内で申し出た場合のみ対応する。

出欠席の申請は本人が行うこと。他者による出席を装う行為などが発覚した場合は、両者とも欠席となる。

遅刻・早退の時間・回数によって欠席扱いとする規定はないが、授業内容の理解、授業を受けるマナーとして遅刻・早退は極力避けること。やむを得ない場合でも、試験時と同様に 30 分以内とすることが望まれる。

履修科目の単位認定のために行われる試験の受験資格は、各授業科目所定の授業時間の 3 分の 2 以上を出席した場合に与えられる。また、病気欠席 7 日以上におよぶときは、医師の診断書を添えなければならない(第 29 条)。なお、実習については、別に定める。

※オンライン授業による出席・欠席は別に定める。

## 5) 休講・補講・集中講義

### (1) 休講

授業担当教員の急病・急用等やむを得ない事情が発生した場合等、授業が休講になることがある。この場合は、JUNTENDO-PASSPORT もしくは manaba で連絡する。

また、警報等発令時(通学困難発生時)の措置については、学生便覧を参照すること。

### (2) 補講

休講があった場合は補講を行う。他の授業に支障がなければ授業期間内に組み入れる。

### (3) 集中講義

通常の時間割で実施できない授業は、集中講義を行うことがある。

## 6) クラス編成

授業科目によっては、少人数のクラス編成をし、授業を行う。クラス編成は学期初めのオリエンテーション時に説明する。

## 7) 授業形態

授業科目の内容により、効果的な学習成果を促進するため、次のような授業形態を組み合わせる授業を行う。

授業形態	授業人数	主な使用教室
合同授業	130 名	11・21・22・23 番教室
クラス授業	130 名、60 名、40 名、 少人数	23・31・41 番教室、演習室 1～12 マルチメディア教室
ゼミナール	10 名程度	演習室 1～12
研究	少人数	演習室 1～12
実習／演習	65 名、または、2～10 名	実習室、各実習施設
オンライン	－	－

## Ⅶ. 履修

### 1) 履修計画

授業科目の履修にあたっては、将来の進路や学習目的、興味・関心等を考えて、各自が4年間を見据えた履修計画を立てる。アドバイザーとなる教員と相談し助言をうけることも良い方法である。

選択科目履修については、教養と豊かな人間性を育むために、CAP制の上限の中でできるだけ多くの科目を選択することを推奨する。

### 2) 臨地実習の履修

当該臨地実習に関連する必修科目を履修し、所定の単位を修得または修得見込みであることが必要となる。1・2年生では当該実習開始の段階において進級要件を満たしていなければならない。3年前期の先修要件となる科目が1科目でも不合格の場合、その科目を先修要件とする臨地実習を行うことができない。

区分	領域	実習科目	開講時期	先修要件となる科目
看護の基本	看護系 8領域	地域包括ケア探索実習	1年前期	なし
	基礎	多職種連携医療体験実習	1年後期	看護学概論 生活援助技術
	基礎	生活行動援助実習	2年後期	フィジカルアセスメント 看護過程Ⅰ
	地域・在宅	地域・在宅看護実習	3年後期～4年前期	地域・在宅看護方法論Ⅱ
ライフステージと看護	小児	小児看護実習	3年後期～4年前期	小児看護方法論Ⅱ
	母性	母性看護実習	3年後期～4年前期	母性看護方法論Ⅱ
	成人	周術期看護実習	3年後期～4年前期	成人看護方法論Ⅲ
		慢性看護実習	3年後期～4年前期	成人看護方法論Ⅲ がん・緩和ケア論
高齢者	高齢者看護実習	3年後期～4年前期	高齢者看護方法論Ⅱ	
ライフとソーシャル	精神	精神看護実習	3年後期～4年前期	精神看護方法論Ⅱ
	公衆衛生	公衆衛生看護実習Ⅰ	3年後期～4年前期	公衆衛生看護方法論Ⅱ 学校・産業保健活動論
		公衆衛生看護実習Ⅱ	3年後期～4年前期	公衆衛生看護方法論Ⅱ 学校・産業保健活動論
保健看護の統合	地域包括ケア実践統合実習	4年前期	領域看護実習を全て履修、 あるいは単位取得見込み	

### ■実習中止について

臨地実習では、対象者の不利益とならないことが最低条件である。以下の(1)～(9)に該当する場合は、担当教員及び科目責任者(必要時、安全衛生管理室長)の判断により実習開始時あるいは実習中でも実習を(一時)中止することがある。

実習中止の具体的な要件は以下に示す。

- (1) 本学部における約束事(履修要項、臨地実習要項、各実習科目の実習要項、クラウドシステムにおける連絡事項、安全衛生管理室からの指示内容等を含む)に違反する場合
- (2) 実習オリエンテーションを受けておらず、実習の準備状況が整っていない場合
- (3) オリエンテーション及び実習中に、連絡なしに遅刻・欠席した場合
- (4) 実習施設における約束事(施設における規則、誓約書、説明書・同意書等を含む)に違反する場合
- (5) 感染症の発症及び発症が疑われる場合
- (6) 感染症に対する免疫価が低い場合の対応がなされていない場合
- (7) 実習に耐えられる心身状態でないと医師が判断した場合(診断書の提出)
- (8) 情緒不安定あるいは体力不足のために、安全にケアが行えないと判断した場合
- (9) 実習により学生本人の病状が悪化する危険性がある場合

### 3)履修方法

#### (1) 履修登録

授業科目を履修し、単位を修得するためには、履修登録をする必要がある。履修登録は、前期及び後期の所定期間中に届け出なければならない。(教務規定 第2条2項)

#### (2) 登録授業科目

各学年に開講される授業科目の一覧は、教育課程表に明記している。

#### (3) 科目の再履修について(教務規定 第2条4項)

同一科目について、再履修し単位を修得することはできない。

### 4)CAP 制

本学部ではCAP制(cap system)を導入し、1年間に履修登録できる科目の単位数の上限を定めている。CAP制は学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身に付けることを目的としている。

2022年度以降入学生における各学年の履修登録単位の上限は、**1年次49単位、2～4年次45単位とする**。したがって、年次にわたって適切にバランスよく授業科目を履修するように、4年間を見据えた履修計画を立てること(なお、4年次において選択科目が卒業要件に満たない場合は、この限りではない)。

### 5)履修登録の注意事項

(1) WEBシステム(JUNTENDO-PASSPORT)で履修登録を行う。指定された期間内に各自が履修登録をすること。

(2) 履修登録期間外には履修登録を受け付けない。

(3) 指定された期間内に履修登録を正確に行わずに授業に出席しても、単位修得は認められない。

(4) 履修登録時、「学生時間割表」を必ず印刷し各自が保管する。

(5) 履修登録確認、履修訂正及び履修訂正後の確認も各自が行う。

### 6)入学前の既修得単位の認定

学則第118条3項に準じて認定される。

## VIII. 試験

【順天堂大学保健看護学部単位認定評価に関する規程】第4条～第8条に準ずる。

### 1) 試験の種類

- (1) 試験は、定期試験、卒業試験、追試験及び再試験がある。
- (2) 定期試験は、当該授業科目の終了時に行う。
- (3) 卒業試験は、最終学年次において卒業判定を行うために実施する。
- (4) 追試験は、病気その他やむを得ない事由により定期試験及び卒業試験を受験できなかった者に対して行う。その際、教務委員会及び教授会の承認を必要とする。
- (5) 再試験は、定期試験及び追試験に不合格となった者に対して、1 回限り行うことがある。ただし、卒業試験は、再試験を実施しない。
- (6) 当該授業科目担当教員の判断により、上記以外の試験を行い、当該授業科目の評価に付加することがある。
- (7) 試験は、原則として筆記による。ただし、当該授業科目担当教員が必要と判断したときは、実技または論文提出等により試験を行う。

### ■実習科目における追実習について

- (1) 病気その他やむを得ない事由により、所定の実習時間に満たないあるいは所定の時期に実習ができなかった場合は、科目責任者の判断の下、追実習申請を行うことができる。
- (2) 科目責任者からの追実習申請により、実習委員会及び教務委員会の協議を経て、学部長の指示により追実習を実施することができる。
- (3) 追実習を実施する場合、学生は所定の様式を用いて追実習申請手続きをしなければならない。また、いかなる理由においても追実習費を納入しなければならない。
- (4) 追実習の成績算出は、追試験と同じ扱いとする。

### 2) 追・再試験の出願

- (1) 追試験または再試験を受験する者は、所定の期日までに受験願を提出する。
- (2) 追試験または再試験を受験する者は、試験料を納入しなければならない。

### 3) 受験資格

- (1) 定期試験は、当該授業科目の所定の授業時間数の3分の2以上出席しなければ受験することができない。
- (2) 卒業試験は、所定の授業科目をすべて履修修了した者に対して、受験が認められる。

### ■実習科目について

所定実習時間の3分の2以上の出席をもって行い、これを満たさない者は単位修得認定を受けることができない。

### 【試験に関する注意事項】

- (1) 試験時間割は事前に掲示する。
- (2) 試験は、授業時間割と異なる教室・異なる曜日・時限で実施するので、掲示される試験時間割をよく確認して受験する。
- (3) 病気、その他やむを得ない理由で試験を受験できなかった場合には、診断書・会葬録(会葬など理由の根拠となる書類)と欠席届をすみやかに提出する。
- (4) 受験要領
  - ① 受験者の座席は学籍番号順に指示された席に従う。
  - ② 学生証は試験室に必ず持参し、提示しなければならない。
  - ③ 学生証を忘れた場合は、受験前に自動証明書発行機で「仮受験票」を発行し受験する(有料)。
  - ④ 試験開始後、30分以上遅刻したときは受験することができない。
- (5) 試験中に不正行為を行った場合には、直ちに試験場から退出を命じられることがある。不正行為を行った者は、その学期における試験は全て無効となり、単位の認定はされない。

### 4) 単位修得認定

授業科目の単位修得は、授業に出席し試験等の成績による評価において合格した場合に教授会の議を経て認定される。

## 5)成績の評価

通年授業科目についても各期に試験を行い、平素の学習状況、授業時間内に行われるテスト、レポート提出等を総合的に評価して成績評価を行う。各授業科目の成績評価は、下記の表のとおり行う。

評価	判定	評価基準	評価点数	成績通知書	成績証明書
S	合格(単位修得認定)	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である。	90点以上	記載あり	記載あり
A		到達目標を十分に達成している。	89点～80点		
B		到達目標を相応に達成している。	79点～70点		
C		到達目標の最低限は満たしている。	69点～60点 再試験合格		
D	不合格(単位修得不可)	到達目標の最低限の水準を満たしていない。	59点以下	記載あり	記載あり

評価	判定	備考	成績通知書	成績証明書
E	途中棄権	履修登録したにもかかわらず、履修を放棄した場合	記載あり	記載なし
N	単位認定	本学部以外で取得した単位を認定した場合	記載あり	記載あり

### 【追試験・追実習の成績】

追試験の成績は、次に基づき算出する。

$$60 + \{0.75 \times (a - 60)\} \quad (a \text{ は追試験素点})$$

例)追試験で80点だった場合、 $60 + \{0.75 \times (80 - 60)\} = 75$ 点となる。

## 6)GPA(Grade Point Average)

各学年における成績評価を客観化するために、グレイド・ポイント・アベレージ(以下、GPA)制度を利用する。GPAは、学生に対する学習指導、奨学生の推薦、海外研修参加、及び進級及び卒業認定にあたっての参考資料に利用するものとする。GPA2.0点以下の場合、進級判定において審議対象となる。

$GPA = [\text{修得ポイントの合計} \div \text{履修した授業科目の単位数の合計}]$ で示し(少数点第3以下切捨て)、 $\text{修得ポイント} = [\text{授業科目単位数} \times \text{その科目のGrade Point}]$ とする。

Grade Pointは成績評価に基づき次のように対応する。

評価	S	A	B	C	D	E	N
Grade Point	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	対象外	

(ア)①=履修した授業科目の単位数×履修した授業科目の成績評価のGrade Point

(イ)当該学年の①の合計=②

(ウ)当該学年に履修した授業科目の単位数の合計=③

(エ)GPA=②÷③(小数点第3以下切り捨て)



## 7)成績の通知

履修した科目の成績は、前期終了後及び学年末に本人に JUNTENDO-PASSPORT にて通知し、保護者へ郵送する。

## 8)成績評価の確認及び異議申し立て

成績評価と自己評価との間に齟齬があり、成績評価が以下に該当すると判断した場合は成績評価の確認を行うことができる。なお、適正な成績評価を受けることは学生に認められた権利だが、単に興味本位で申請することは控えること。

- ① 成績の誤記入等、授業担当教員の評価誤りと思われるもの
- ② シラバス又は授業担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価と思われるもの
- ③ その他合理的又は客観的な根拠があるもの

### (1) 成績評価の確認手続き方法

成績通知日から1週間以内に所定の「成績評価確認願」を事務室に提出する。「成績評価確認願」を提出した学生には、担当教員に確認のうえ「成績確認評価願に対する回答書」を交付する。

### (2) 異議申し立てについて

「成績評価確認願に対する回答書」の交付を受けた後、その内容になお疑義がある場合は、回答書交付後1週間以内に、所定の「異議申立書」を事務室に提出することにより、更に教務委員会による調査を依頼することができる。「異議申立書」を提出した学生には、調査結果を記載した「異議申立に対する回答書」を交付する。なお、「異議申立に対する回答書」に対しての再異議申立ては認めない。

## IX. 進級要件・卒業要件・取得資格(学則 第126条に準ずる)

### 1) 進級要件

次の学年に進級するためには、各学年に配当されている必修授業科目をすべて履修し、単位を修得しなければならない。

### 2) 卒業要件

本学を卒業するには、4年以上在学して、所定の授業科目を履修し、その単位を修得見込みの者について卒業試験を行い、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

区分	必修	選択	履修方法及び卒業要件
<b>【人間と教養】</b>			
人間の理解	—	4 単位以上	必修 5 単位に加え、 15 単位以上選択
人間と社会	—	4 単位以上	
人間と自然・技術	—	4 単位以上	
人間と言語表現	5 単位以上		
スポーツと健康			
ゼミナール			
国際交流			
小計	5 単位		計 20 単位以上
<b>【人間の健康】</b>			
健康と社会	10 単位		必修 26 単位に加え、 3 単位以上選択
心の健康	1 単位		
健康と医療	15 単位		
小計	26 単位		
<b>【看護の理論と方法】</b>			
看護の基本	25 単位	—	必修 74 単位
ライフステージと看護	29 単位	—	
ソーシャルライフと看護	20 単位	—	
小計	73 単位	—	
<b>【保健看護の統合と発展】</b>			
保健看護の統合	3 単位		必修 5 単位に加え、 2 単位以上選択
保健看護の発展	2 単位		
小計	5 単位		
総計	107 単位		総単位 130 単位以上

### 3) 卒業時の取得資格

保健看護学部を卒業することによって、看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格が与えられる。

保健師国家試験に合格し、保健師の資格を有した場合には、①都道府県の教育委員会に申請することで養護教諭 2 種免許を、②都道府県の労働局に申請することで第 1 種衛生管理者免許を、それぞれ受けることができる。

なお、養護教諭 2 種免許申請時に修得しておくべき科目として、本学部では、文部科学省令が定める教員免許法別表第 1 の備考 5 に記載されている教育職員免許法施行規則第 66 条-6 に定める科目の 4 科目 8 単位(日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2 単位)を修得するカリキュラム編成となっている。

教育職員免許法施行規則の規定		本学部開講科目			
科目名	単位	科目名	単位	選・必	学年・学期
日本国憲法	2	法(憲法)と生活	2	選択	1 年前期
体育	2	スポーツと健康	2	必修	1 年通年
外国語コミュニケーション	2	英語 I	1	必修	1 年前期
		英語 II	1	必修	1 年後期
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報処理	1	選択	1 年前期
		統計学	1	選択	1 年後期

X. 保健看護学部授業科目(履修単位)一覧表

保健看護学部授業科目(履修単位)一覧表

科目の分類	科目コード	授業科目	単位数		1年		2年		3年		4年		卒業要件 (卒業に必要な単位数)
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
人間と教養 Humanity and Liberal Arts 【HLA】	人間の理解	HLA22001	文学の愉しみ	2	2								4単位以上選択
		HLA22002	日本文化論	2		2							
		HLA22003	人間の生き方	2		2							
		HLA22004	現代社会と倫理	2	2								
		HLA22005	行動科学	2	2								
		HLA22006	美術	2		2							
		HLA22007	教育学	2	2								
		HLA22008	子どもの発達と教育	2		2							
	人間と社会	HLA22009	法(憲法)と生活	2	2								4単位以上選択
		HLA22010	現代社会と政治経済	2			2						
		HLA22011	世界と日本現代史	2			2						
		HLA22012	医療の歴史	2		2							
		HLA22013	医療制度と関連法規	2				2					
		HLA22014	社会学入門	2	2								
	人間と自然・技術	HLA22015	基礎化学	2	2							4単位以上選択	
		HLA22016	基礎生物	2	2								
		HLA22017	生命現象の科学	2			2						
		HLA22018	情報処理	1	1								
		HLA22019	看護とICT	1			1						
		HLA22020	統計学	1		1							
		HLA22021	生活科学	2			2						
	人間と言語表現	HLA22022	コミュニケーション論	1	1							必修5単位以上	
		HLA22023	英語 I	1		1							
		HLA22024	英語 II	1			1						
		HLA22025	医療英語	1			1						
		HLA22026	英語コミュニケーション I	2		2							
		HLA22027	英語コミュニケーション II	2			2						
		HLA22028	英語論文講読	1				1					
		HLA22029	中国語	2		2							
		HLA22030	スペイン語	2			2						
		HLA22031	ライティングスキル	1			1						
スポーツと健康	HLA22032	スポーツと健康	2		2								
	HLA22033	野外スポーツ実習 I (サマー)	1	1									
	HLA22034	野外スポーツ実習 II (ウインター)	1	1	1								
ゼミナール 国際交流	HLA22035	教養ゼミナール	1		1								
	HLA22036	国際看護研修	1					1					
小 計			5	54	必5・選35	必0・選15	必0・選4	必0・選0			20単位以上		

必修5単位に加え、15単位以上選択、計20単位以上

科目の分類	科目コード	授業科目	単位数		1年		2年		3年		4年		卒業要件 (卒業に必要な単位数)
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
人間の健康 Human Health and Medicine 【HHM】	健康と社会	HHM22101 保健学概論	2		2								必修26単位に加え、 3単位以上選択
		HHM22102 疫学・保健統計Ⅰ	2				2						
		HHM22103 疫学・保健統計Ⅱ	2					2					
		HHM22104 家族関係論		1	1								
		HHM22105 社会保障と社会福祉	2				2						
		HHM22106 保健医療福祉行政論	2					2					
		HHM22107 環境とエコロジー		1	1								
	心の健康	HHM22108 精神保健学	1			1							
		HHM22109 臨床心理学		2			2						
		HHM22110 カウンセリング論		1				1					
		HHM22111 人間関係論		1	1								
		HHM22112 ストレスマネジメント		1			1						
	健康と医療	HHM22113 形態機能学Ⅰ	2		2								
		HHM22114 形態機能学Ⅱ		1			1						
		HHM22115 生化学	1		1								
		HHM22116 微生物学	1		1								
		HHM22117 臨床栄養学	1			1							
		HHM22118 薬理学	1			1							
		HHM22119 臨床薬理学		1								1	
		HHM22120 病理形態学	1				1						
		HHM22121 臨床医学Ⅰ	2			2							
		HHM22122 臨床医学Ⅱ	2				2						
		HHM22123 臨床医学Ⅲ	1					1					
		HHM22124 臨床医学Ⅳ	1				1						
		HHM22125 臨床医学Ⅴ	1				1						
		HHM22126 臨床医学Ⅵ	1					1					
		HHM22127 ME機器と看護		1								1	
		HHM22128 現代の医療		1							1		
		HHM22129 救急法の理論と実技(BLS/ICLS)		1					1				
小 計			26	12	必11・選3	必11・選4	必4・選2	必0・選3				29単位以上	

科目の分類	科目コード	授業科目	単位数		1年		2年		3年		4年		卒業要件 (卒業に必要な単位数)
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
看護の理論と方法 Theory and Practice of Nursing 【TPN】	看護の基本	TPN22201	看護学概論	1		1							必修74単位
		TPN22202	看護倫理	1				1					
		TPN22203	看護援助論	1			1						
		TPN22204	生活援助技術	2		2							
		TPN22205	フィジカルアセスメント	1				1					
		TPN22206	診療援助技術	2					2				
		TPN22207	看護の歴史・看護理論	1			1						
		TPN22208	看護過程Ⅰ	1				1					
		TPN22209	看護過程Ⅱ	1					1				
		TPN22210	地域包括ケア探索実習	3		3							
		TPN22211	多職種連携医療体験実習	1			1						
		TPN22212	地域・在宅看護論基礎	1			1						
		TPN22213	地域・在宅看護方法論Ⅰ	2					2				
		TPN22214	地域・在宅看護方法論Ⅱ	1						1			
		TPN22215	家族看護論		1					1			
		TPN22216	地域・在宅看護実習	2							2		
		TPN22217	がん・緩和ケア論	1						1			
		TPN22218	地域包括ケア論	1								1	
		TPN22219	生活行動援助実習	2						2			
	ライフステージと看護	TPN22301	生涯人間発達論	1			1						
		TPN22302	小児看護学基礎	1				1					
		TPN22303	小児看護方法論Ⅰ	2					2				
		TPN22304	小児看護方法論Ⅱ	1						1			
		TPN22305	小児看護実習	2							2		
		TPN22306	母性看護学基礎	1				1					
		TPN22307	母性看護方法論Ⅰ	2					2				
		TPN22308	母性看護方法論Ⅱ	1						1			
		TPN22309	母性看護実習	2							2		
		TPN22310	成人看護学基礎	1			1						
		TPN22311	成人看護方法論急性期Ⅰ	1				1					
		TPN22312	成人看護方法論急性期Ⅱ	1					1				
		TPN22313	成人看護方法論慢性期Ⅰ	1				1					
		TPN22314	成人看護方法論慢性期Ⅱ	1					1				
	TPN22315	成人看護方法論Ⅲ	1						1				
	TPN22316	周期看護実習	2							2			
	TPN22317	慢性看護実習	2								2		
	TPN22318	高齢者看護学基礎	1			1							
	TPN22319	高齢者看護方法論Ⅰ	2					2					
	TPN22320	高齢者看護方法論Ⅱ	1						1				
	TPN22321	高齢者看護実習	2								2		
	ソーシャルライフと看護	TPN22401	精神看護学基礎	1				1					
		TPN22402	精神看護方法論Ⅰ	1					1				
		TPN22403	精神看護方法論Ⅱ	1						1			
TPN22404		精神看護実習	2							2			
TPN22405		公衆衛生看護学基礎	2				2						
TPN22406		公衆衛生看護方法論Ⅰ	1					1					
TPN22407		公衆衛生看護方法論Ⅱ	2						2				
TPN22408		学校・産業保健活動論	1						1				
TPN22409		地域生涯保健活動論	2						2				
TPN22410		地域健康危機管理論	1								1		
TPN22411	地域ケアシステム論	1								1			
TPN22412	公衆衛生看護実習Ⅰ	2							2				
TPN22413	公衆衛生看護実習Ⅱ	3								3			
小 計			74	1	必13・選0	必27・選0	必34・選1				74単位以上		

科目の分類	科目コード	授業科目	単位数		1年		2年		3年		4年		卒業要件 (卒業に必要な単位数)
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
保健看護の 統合と発展 Integration and Development of Nursing 【IDN】	保健 看護 の 統 合	IDA22501	リハビリテーション看護		1							1	必修5 単位に 加え、 2単位 以上選 択
		IDA22502	感染看護		1				1				
		IDA22503	救命救急看護		1							1	
		IDA22504	地域包括ケア実践統合実習	3							3		
	保健 看護 の 発 展	IDA22505	看護研究の原理と方法	1						1			
		IDA22506	卒業研究	1							1		
		IDA22507	看護管理		1							1	
		IDA22508	看護政策		1							1	
		IDA22509	災害看護		1							1	
		IDA22510	看護教育		1							1	
		IDA22511	グローバル・ヘルス		1						1		
		IDA22512	グローバル社会と看護		1			1					
		IDA22513	International Collaborative Study in Nursing		2				2				
		IDA22514	看護におけるリスクマネジメント		1							1	
小 計			5	12	必0・選0		必0・選3		必1・選1		必4・選8		7単位以上
合 計			110	79	必29・選36		必38・選24		必43・選19				総単位 130単位以上

## XI. 教務規定

### 順天堂大学保健看護学部単位認定評価に関する規程

改正 令和4年4月1日

#### (目的)

第1条 この規程は、順天堂大学学則第126条第4項及び第127条の規定に基づき、保健看護学部における履修の方法、試験及び評価等単位認定評価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### (教育課程・履修届等)

第2条 各学年における教育課程、授業科目、履修方法、試験期日等については、当該学年の初めに発表することを原則とする。

2 履修届は、指定の期日までに提出するものとする。

3 履修届を提出したのちに、選択する科目を変更しようとする場合若しくは取り消そうとする場合は、所定の期日までに履修変更願を提出するものとする。

4 単位を修得した科目の再履修は、原則として認めないものとする。

#### (単位の認定)

第3条 授業科目の単位の認定は、第7条の成績評価に基づいて行うものとする。

#### (試験の種類)

第4条 試験は、定期試験、卒業試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、当該授業科目の終了時に行う。

3 卒業試験は、最終学年次において卒業判定を行うために実施する。

4 追試験は、病気その他やむを得ない事由により定期試験及び卒業試験を受験できなかった者に対して行う。

5 再試験は、定期試験及び追試験に不合格となった者に対して、1回に限り、行うことがある。ただし、卒業試験は、再試験を実施しない。

6 前項のほか、当該授業担当教員が必要と認めるときは、これ以外の試験を行い、当該授業科目の評価に付加することができる。

7 試験は、原則として筆記による。ただし、当該授業担当教員が必要と認めるときは、実技又は論文提出等によることができるものとする。

#### (追・再試験の出願)

第5条 追試験又は再試験を受験する者は、所定の期日までに受験願を提出するものとする。

2 追試験又は再試験を受験する者は、別に定める試験料を納入しなければならない。

#### (受験資格)

第6条 定期試験は、当該授業科目の所定の授業時間数の3分の2以上出席した者に対して、受験を認めるものとする。なお、所定の授業時間数の出席に満たない場合には、補講あるいは追実習等の補充授業を行った後に受験を認めることがある。

2 卒業試験は、所定の授業科目をすべて履修修了した者に対して、受験を認めるものとする。

#### (成績評価)

第7条 成績の評価は、100点満点で行い、評点60点以上をもって合格とする。

2 成績評価にあたっては、定期試験結果のみならず、第4条第6項に該当する試験結果やレポート等授業担当教員が必要と認められたものを総合して行うものとする。

3 成績評価の表示は、次の基準により行うものとする。

令和4年度以降入学生		令和3年度以前入学生	
90点以上 100点まで	S		
80点以上 90点未満	A	80点以上 100点まで	A
70点以上 80点未満	B	70点以上 80点未満	B
60点以上 70点未満	C	60点以上 70点未満	C
60点未満(不合格)	D	60点未満(不合格)	E

4 追試験に合格したときの成績評価は、次に基づき算定する。

$60 + \{0.75 \times (a - 60)\}$  (aは、追試験素点とする。)

5 再試験に合格したときの成績評価は、60点とし、次のとおり表示する。

令和4年度以降入学生 C

令和3年度以前入学生 D

6 卒業試験は、合否判定によって評価するものとする。

(GPA)

第8条 各学年における成績評価を客観化するために、グレイド・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という)制度を利用するものとする。

2 GPA は、学生に対する学習指導、奨学生の推薦並びに教授会における進級及び卒業認定に当たっての参考資料として利用するものとする。

3 GPA は、次により算出するものとする。

(ア) ①=履修した授業科目の単位数×履修した授業科目の成績評価のグレイド・ポイント

(イ) グレイド・ポイントは、前条第3項の成績評価に基づき次のとおりとする。

令和4年度以降入学生	S	A	B	C	D
	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0
令和3年度以前入学生	A	B	C	D	E
	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

(進級判定)

第9条 進級の判定は、教授会において決定する。

(卒業)

第10条 学長は、保健看護学部で4年以上在学し、卒業に必要な単位数を取得し、卒業試験に合格した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。